

は、基本的には市場流通中心である。そこでは、有機農産物の認証のあり方とその費用の負担などが大きな問題であった。

消費者は引き続き有機農産物に興味を示している。けれども、有機農産物の価格は低下傾向にある。また、水質管理や環境保全に対する住民の要請は、今後一層強まっていくだろう。そうした促進と抑制の条件の交錯する状況の中で、アメリカの環境保全型農業は今、一つの転換点にさしかかっていると考えるだろう。

(文責 R.モア&相川良彦)

【多面的機能プロジェクト研究】
特別研究会報告要旨(2004年11月19日)

創造型環境会計について

(中央大学) 河野 正男
(横浜国立大学) 八木 裕之
(中央青山監査法人) 斎尾浩一郎

本研究会では、環境会計にストック概念を取り入れ、なおかつフロー情報との連携を図ることで、自然環境の創造・再生を含む環境活動を適切に評価しようと提案された新たな環境会計すなわち創造型環境会計のフレームワークが紹介され、さらにハウステンボス株式会社を事例に、実際にフレームワークに沿った形で行われた「環境ストック計算書」の試算結果が紹介された。

環境省が公表した「環境会計ガイドライン2002年版」は、企業が事業活動に伴う環境負荷をいかに削減したかに焦点が置かれ、よって、環境会計集計表は、主に一定期間における環境負荷削減量という効果と、それに費やしたコストで構成されている。しかし、自然環境を積極的に豊かにする、または、失った自然環境を取り戻すような活動が、主たる事業活動の中で重要な位置づけを担っているような事業活動の場合、あるいは、自治体等における環境活動を評価しようとする場合は、事業活動に関わる環境負荷削減量を捉えるだけでは当該環境活動の重要な要素が欠落して

しまうことになる。また、一般の事業会社においても、環境負荷をいかに削減したかという視点だけでなく、どれだけの環境負荷を排出し、その環境負荷をどれだけ削減したかを明らかにすることは非常に重要である。このような活動を評価する場合、「ガイドライン」とは別の観点から環境会計を組み立てる必要がある。

以上のような背景のもと、創造型環境会計が提案された。創造型環境会計の大きな特徴は、従来の環境会計にはなかったストック概念を取り入れている点である。つまり、創造および再生した環境の価値の蓄積を「環境資産」として、逆に、当該活動の中で環境負荷を生じさせている部分があればその蓄積を「環境負債」として、いずれも総量で評価・開示するのである。ストック概念を取り込む際には、現行の環境会計に単に新たな項目を追加するのではなく、フロー情報との連携を図ることで自然環境の創造・再生を含む環境活動を適切に評価できる。

この創造型環境会計を用いてハウステンボス株式会社を事例とした試算が行われた。試算では、環境の価値を評価するため、仮想市場法(CVM)やLIMEと呼ばれる手法を用いている。その結果、ハウステンボス株式会社における環境資産は実に1,000億円を越すものとなった。

以上の特徴を持つ創造型環境会計は、農業の多面的機能の評価する際にも応用できると考えられる。創造型環境会計は、個別経営体を対象とするミクロ環境会計としてだけではなく、自治体や特定地域を一つのまとまりとして取り扱うマクロ環境会計としても適用でき、当該地域における農業の多面的機能と農業生産による環境負荷を同時に評価できる。このように、創造型環境会計は農林水産分野への適用にも大きな可能性を持っているのである。

注・研究会では、河野氏が「環境の質の維持・向上に関するストック表とフロー表」、八木・斎尾両氏が「ストック・フロー関連型環境会計モデル—ハウステンボスを事例として—」という演題で講演された。本稿においては、3名の講師の方々の講演内容が一つのテーマに基づいたものであることを考慮し、一つの研究会報告として取りまとめた。

(文責 林 岳)